

埼玉県ダンススポーツ連盟後援等に関する規程

第1 この規程は、埼玉県ダンススポーツ連盟（以下、本連盟と言う。）の支部及び加盟団体が、主催等で開催する各種事業等に、本連盟の後援等を得て行なう場合に適用する。

第2 加盟団体が主催等で開催する各種事業の内、本連盟に対し後援を依頼する事業の場合は、事前に理事会の調整を受けてから別紙「後援等に関する申請書」を提出し理事会の承認を得ること。

第3 本連盟が後援を伴う場合の主催者側負担費用は、別表1によるほか係員等の派遣を要請する場合は「埼玉県ダンススポーツ連盟係員等の派遣に関する規程」によること。

付則 1 この規程は、平成11年4月1日より運用する。

2 この規程は、平成16年4月1日に改正する。

3 この規程は、平成17年4月1日に改正する。

4 この規程は、平成18年4月1日に改正する。

別表 1

種 別	競 技 会	認 定 会	講 習 会	そ の 他
名義主催費	D級戦開催 100円／1エントリー			
後 援 費	1級戦開催 50円／1エントリー			
後 援 費	2級戦以下 30円／1エントリー	5,000	5,000	5,000

※ただし、プロ団体主催の競技会についての後援は、一律10,000円とする。